

自治大生の満足度と自治大研修の評価

自治大学校副校長 山谷成夫

校友会会員の皆さんこんにちは。

自治大の九月・十月は、卒業・入校のシーズンです。一部九四期、二部特別五期、税務専門六二期、一部特別一三期の研修生が卒業し、新たに一部九五期、二部一二九期、三部七七期の研修生が入校してきます。相も変わらぬ出会いと別れの光景が繰り広げられています。

さて最近、自治体では行政評価、NPM（新公共管理）理論など、新しい行政手法の導入が試みられています。NPM理論とは、民間主体ができるることは行政主体から民間主体へ委ねよう、あるいは民間企業の経営手法を行政主体に導入しようとするものです。

また、民間企業の経営目標として顧客満足度（CS）の向上を目指すべきであるという考え方があります。これは自治体経営にも当てはまるものと言われています。住民満足度の向上を目的として成果指標を設定する事務事業評価システムなどの行政評価手法が、自治体にも急速に取り入れられつつあります。

自治大における研修もサービス事業であり、顧客満足度を高めることをその目標としなければならないと考えています。もっともこの場合の顧客とは、自治大生そのものではなく、その任命権者すなわち自治体ということになります。

ところで、自治大生はどの課程においても研修を終え、総じて満足して卒業されているのではないか、と思います。

このような評価を下すためには、そもそも自治大生が自治大入校を希望した動機（目的）は何か、ということを明らかにする必要があります。人によりその動機はまちまちであり、単純には言えませんが、私はあえて次のように分類しています。

第一に、各界一流の講師による授業を受け、勉強したい、という動機です。これは当然のことのように思われますが、自治大生に入校の希望理由を尋ねても、これを挙げる人はまずいません。当たり前のことだから言わないのか、それとも元々動機はないのか、よくわかりません。

次に、自治大の仲間と、文字通り寝食を共にして全国に広がる友情の輪を築き生涯の財産にしたい、という動機です。自治大卒業後も、同期会を開催したり、お互いに行き来をしたり、最近ではホームページを通じて、旧交を暖めている人が多いようです。この校友会も卒業生のネットワークづくりの一翼を担うべきであると思っています。

三つ目は、東京での生活をしてみたい、という動機です。麻布・広尾という東京の都心で暮らし、東京のカルチャーやナイトライフを体感してみたい、というものです。「田舎の学問より京の昼寝」ということわざがあります。田舎で勉強してもたかが知れているが、京（みやこ）はただそこにいるだけでも見聞を広める材料がたくさんあるので知識が身につく、という意味です。私は、毎期の授業でこのことわざを紹介していますが、直ちに実行されています。

最後に、現状からの逃避という動機があります。現在の職場の人間関係や抱えている仕事からとりあえず逃げ出したい、あるいは家庭の人間関係から一時逃れたい、そのために自治大入校を希望したというものです。自治大生と話していると、この動機が意外に多いことがわかります。もっとも、自治大卒業後その結果がどうなった

かは知る由もありません。

(皆さんのお入校の動機は、上記のいずれに該当していましたか？)

このように見えてくると、自治大生の満足度は、研修（授業）の内容以外の諸々の要因によっていることがわかります。しかし、それはやはり研修自体による成果が得られてはじめて言いうことであろう、と私は信じています。

皆さんよくご存じの通り、自治大では、各課程の研修生にアンケート調査を実施したり、感想文を書いてもらったりして研修内容を評価しています。一部課程の政策課題研究では自己評価と他者評価を合わせて行っていますが、分析してみると自己に甘く他人に厳しいという自治大生気質が表れてきます。また、皆さんにとって今やなつかしい思い出となっていることでしょうが、レポートの提出、ペーパーテストの実施など、研修効果の測定を現在も変わらずに行っています。

さらに適宜、全国の自治体の人事担当者にアンケート調査を実施したりするなど、自治大に対する研修ニーズの把握に努めています。

自治大ではこれらの結果を踏まえながら適時、研修内容の見直しを行っています。

例えば、一部・二部の講義課目については、従前の法制経済・公共政策総論に加えて、「福祉」「環境」「まちづくり」の三分野に重点をおいた実践的な公共政策に関する課目や、政策法務（条例立案など）・自治体訟務などの応用的な講義、さらには行政評価、NPM理論などに関する授業を導入することとし、現在その試行を行っています。研修生からは、「実際の政策立案に役立てることができる」、「現実に直面している政策課題がよく解った」などと積極的な評価を得ています。研修生からのアンケート調査結果なども踏まえながら、プラン・ドゥ・シーの政策サイクルの中で、さらに充実を図っているところです。なお、演習課目の見直し状況については、拙稿「最近の授業風景」『校友会だよりNo.70』(1999.3.19)を参照してください。

また、本年度から監査委員事務局職員を対象とした監査事務専門課程を実施しています。

芭蕉の言葉に「不易流行」というものがあります。自治大の研修においても、自治体の幹部職員を養成するという時代を超えて変わらない使命を堅持しながら、地方分権の時代を迎えて自己決定・自己責任という自治体の政策形成を担う能力を養成すべく、研修の内容や方法を見直さなければなりません。そのことが、自治大生ひいては自治体の満足度をさらに高めることに結びついていくものと考えています。

自治大では現在、立川への移転（平成15年4月開校）に向けて、選択制カリキュラムの導入など研修内容の抜本的な見直しを検討することとしています。皆さんのご自身の自治大での研修に対する満足度を踏まえた、己憚のないご意見をお聞かせください。

校友会会員の皆さんのご活躍をお祈りします。

.....  
地方分権一括法が施行され、早3か月。

地方分権と言っても何も変わっていないと嘆いているかたにも、地方自治法が大幅に改正され自治大の授業で得た知識が無駄になってしまったとぼやいているかたにも、「田舎の勉強より京の昼寝」を座右の銘にしていたかたにも、最新の地方自治法などを勉強しようかなと思っているだけのかたにも、皆さんにお知らせがあります。

自治大の「地方自治」（山谷）の講義レジュメと講義資料が、地方自治制度のほかに、地方公務員制度と地方財政制度もあわせて一冊の教科書になりました。

その内容は、地方分権一括法による地方自治法をはじめ地方財政法、地方税法などの改正内容のほか、公益法人派遣法・任期付研究員法（平成12年4月）、議会活性化のための地方自治法改正（平成12年5月）まで、最新の法律改正を踏まえた各制度の解説となっています。また、地方分権改革の趣意、地方分権一括法などによる改正事項、そして残されている課題などについても、わかりやすく記述したあります。

自治大卒業生の皆さんにとって、事後研修のための参考書、職員研修講師用の教科書さらには職場での座右の書として大いに役立つものとご推薦します。

分権時代の職員研修基礎講座2

- 地方自治制度・地方公務員制度・地方財政制度 -

山谷成夫・川村毅 著

A5判・並製 / 352頁

ISBN 4-313-20327-3 C2332

定価 = 本体2,300円 + 税

学陽書房 TEL03-3261-1111 / FAX03-5211-3300